

ごみ

●ごみに関する相談

ごみに関する相談を、お受けします。
品川区清掃事務所事業係 →P.103
☎3490-7051

●ごみの分け方・出し方

【燃やすごみ】……………週2回収集

生ごみ、紙くずの他に、汚れているプラスチック製容器包装やその他のプラスチック、ゴム製品、革製品をふた付の容器または半透明、中身の見える袋に入れてお出してください。

【陶器・ガラス・金属ごみ】…月2回収集

陶器・ガラス・金属の他に、電球はふた付の容器または半透明、中身の見える袋に入れてお出してください。カセットボンベ・スプレー缶・ライターは中身を使い切った上、別の袋でお出してください。

●排出場所

各家庭の玄関または門の前。集合住宅の場合は、敷地内の決められた場所。詳細は冊子「資源・ごみの分け方・出し方」をご覧ください。

※新たに品川区へ転入された方は、ごみの排出場所の確認が必要です。清掃事務所へご連絡ください。また、集合住宅へ転入された方については、排出場所が確認できれば、清掃事務所への連絡は不要です。

●ごみを一度にたくさん出すときは

一般家庭で多量にごみが出る場合は、清掃事務所にご連絡ください。有料になります。

◆表12-1 有料ごみ処理券（有料シール）

種別	現行料金		
粗大ごみ処理券	A券	1枚	200円
	B券	1枚	300円
事業系ごみ処理券	特大・70ℓ相当	1セット 5枚	2,660円
	大・45ℓ相当	1セット 10枚	3,420円
	中・20ℓ相当	1セット 10枚	1,520円
	小・10ℓ相当	1セット 10枚	760円

※令和5年10月1日より、事業系ごみ処理券の料金を改定します。

●ごみの処理手数料

【家庭ごみ】

家庭ごみの収集は、原則として45ℓ4袋まで無料ですが、粗大ごみは、ごみ処理手数料がかかります。品川区粗大ごみ受付センターに申し込み、品目ごとに有料ごみ処理券を貼ってお出してください。また、多量にごみが出た時も手数料が必要です。天災や火災にあわれた方、生活保護を受けている方など特別な理由がある場合は、手数料が減額または免除されます。清掃事務所にご相談ください。
※令和5年10月1日より粗大ごみ処理手数料を改定します。

【事業系ごみ・資源】

お店や会社などの事業活動に伴って排出される資源・ごみは、原則として廃棄物処理許可業者に委託して、適正な処理を行ってください。（「収集運搬許可業者一覧」は品川区ホームページに掲載しています）

許可業者との契約が難しい小規模事業所（1日あたりのごみ量40kg未満の事業所）などは、「品川区事業系有料ごみ処理券」を購入し、店名や会社名を記入して品川区の収集に出すことができます。

●有料ごみ処理券（有料シール）

有料ごみ処理券は、区内のコンビニ、スーパーなどの「有料ごみ処理券取扱所」で購入してください。

◆表12-1

【ボランティアシール】

町会等がボランティアとして道路・公園等を清掃したごみや、町会等が

主催する行事から一時的に出るごみを出す場合には、申請によりボランティアシール（無料のごみ処理券）を清掃事務所で発行します。

●粗大ごみの出し方

家具類など1辺30センチを超える大きなごみを出すときは、品川区粗大ごみ受付センターにお申し込みください。戸別に収集する方法と、日曜日に直接指定場所に持ち込む方法の2通りがあります。また、インターネットに

テレビ・冷蔵庫などの家電は粗大ごみでは出せません

家電リサイクル法が施行され、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫・保冷庫・冷温庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコンは粗大ごみでは収集しません。

買ったお店か、買い替えをするお店で引取ってもらってください。それができない場合は、家電リサイクル受付センターへお申し込みください。

家電リサイクル受付センター

☎0570-087-200（ナビダイヤル）

受付時間：月～金 午前9時～午後5時
土・日・祝日、年末年始は休業
インターネット申し込み

<https://kaden23rc.jp>

※インターネット申し込みなど、詳細は区ホームページをご覧ください。なお、申し込みにはリサイクル料金と収集運搬料金が必要です。

●粗大ごみのリユース

粗大ごみの中からまだ使えるものを選別し、インターネットを介して希望者に引き渡しています。

※本事業は民間業者に委託しています。

申し込み方法など、詳細は区ホームページをご覧ください。

品川区清掃事務所リサイクル推進係

☎3490-7098

●家庭用パソコンリサイクル

資源有効利用促進法や小型家電リサイクル法によりパソコンメーカーや国の認定業者が回収を行います。以下の2つの方法でお申し込みください。

①パソコンメーカー（または一般社団法人パソコン3R推進協会）による回収

②宅配便による回収

※申し込み方法など、詳細は区のホームページをご覧ください。

品川区清掃事務所リサイクル推進係

☎3490-7098

よる申し込みもできます。

品川区粗大ごみ受付センター

☎5715-1122 (令和5年9月まで)

☎6733-5374 (令和5年10月から)

●ホームページアドレス

https://www2.sodai-web.jp/shinagawa (令和5年9月まで)

https://shinagawa-sodai.com (令和5年10月から)

家庭用生ごみ処理機
購入費助成

生ごみの減量やリサイクルの推進のため、家庭用生ごみ処理機の購入費の一部を助成します。助成金額は、本体購入価格の3分の1(限度額2万円、1,000円未満切り捨て)です。

申込方法など詳しくはお問い合わせください。

品川区清掃事務所リサイクル推進係
☎3490-7098

リサイクル

●リサイクルはなぜ必要なの？

人が生きていく限り暮らしの中で「ごみ」は発生しますが、東京湾のごみの最終処分場はあと50年で満杯と言われています。

また、使い捨てが当たり前の暮らしを続けていると、原材料の天然資源はなくなり、資源の大部分を輸入に頼っている日本は製品を作ることができなくなってしまいます。

豊かで清潔な未来を持続し、次世代につなげる「循環型社会」を推進するためにも、ごみ減量とリサイクル推進に向けた地道な努力が大切です。資源のリサイクルにご協力ください。

◆表12-2

品川区清掃事務所リサイクル推進係
☎3490-7098

●資源回収

プラスチック製容器包装、ペットボトル、飲食用びん・缶、古紙(新聞、段ボール、雑誌、紙パック、雑がみ)、蛍光灯、水銀体温計・水銀血圧計、乾電池を週1回、回収します。

回収日に資源回収ステーションへお出しください。

品川区清掃事務所リサイクル推進係
☎3490-7098

●拠点回収をご利用ください

ご家庭で不用になった、古着・古布・食用油・園芸土・小型家電(特定品目)を毎月第2、4土曜日午前10時～正午に次の場所で回収しています。

回収場所：【小学校】台場、三木、第一日野、第三日野、後地、小山、第二延山、大原、鈴ヶ森、浅間台、京陽、城南第二、立会、旗台、大井第一、延山、宮前、芳水、伊藤、源氏前、小山台

【学園】日野・伊藤・豊葉の杜

【地域センター】品川第一、大崎第一、大井第二、大井第三、八潮

【その他】品川区役所、品川区清掃事務所品川庁舎

※回収に適さないものがありますので、品川区清掃事務所のホームページをご覧ください。

品川区清掃事務所リサイクル推進係
☎3490-7098

●集団回収にご協力ください

集団回収とは、区民の皆さんが作るグループで、回収の日時・場所を決めて、家庭から出る資源(新聞・雑誌・段ボール・紙パック・アルミ缶・古着等)を資源回収業者に引き渡す自

◆表12-2 資源のリサイクル

品目	回収方法	回収日・回収場所
プラスチック製容器包装(食品トレイ、弁当容器等)	資源回収	決められた日に、資源回収ステーションへ
ペットボトル	資源回収	決められた日に、資源回収ステーションへ
びん(飲食用)	資源回収	決められた日に、資源回収ステーションへ
缶(飲食用)	資源回収	決められた日に、資源回収ステーションへ
新聞、段ボール、雑誌、紙パック(牛乳パック等)、雑がみ(菓子箱、紙袋等)	資源回収	決められた日に、資源回収ステーションへ
蛍光灯	資源回収	決められた日に、資源回収ステーションへ
水銀体温計・水銀血圧計	資源回収	決められた日に、資源回収ステーションへ
乾電池(単1～単5形、角形9V)	資源回収	決められた日に、資源回収ステーションへ
古着・廃食用油・不用園芸土	拠点回収	第2・第4土曜日10:00～正午 小学校等31カ所
	拠点回収	第2・第4土曜日10:00～正午 小学校等31カ所
小型家電*	回収ボックス	平日8:30～17:00 品川区役所本庁舎2階 開館日9:00～20:00 体育館2カ所、品川図書館 平日8:00～16:00 品川区清掃事務所2カ所
		平日8:30～17:00 品川区役所本庁舎2階 平日8:00～16:00 品川区清掃事務所2カ所
小型充電式電池(リチウムイオン電池、ニカド電池、ニッケル水素電池)	回収ボックス	平日8:30～17:00 品川区役所本庁舎2階 平日8:00～16:00 品川区清掃事務所2カ所

*品川区で回収する小型家電は、10cm×25cm以内の大きさで携帯電話やデジタル音楽機器などの特定品目になります。詳細は、品川区清掃事務所リサイクル推進係(☎3490-7098)まで。

主的なリサイクル活動のことです。

これらのリサイクル活動を行うグループに報奨金や消耗品の支給などを行っています。地域の団体やPTA、マンションの管理組合等で、「集団回収」を試みようというときは下記にお問い合わせください。

品川区清掃事務所リサイクル推進係
☎3490-7098

フリーマーケット

区でフリーマーケットを主催するほか、区が支援できる団体には区立公園の使用申請や広報紙・ホームページへ開催記事の掲載、のぼり等の貸出をします。

品川区清掃事務所リサイクル推進係
☎3490-7098

リサイクル情報紙「くるくる」の発行

区民を対象に、譲りたい人と欲しい人の相互間で直接取り引きができるように、リサイクル情報紙「くるくる」を毎月1回発行しています。掲載をご希望の方は、電話かFAXで申し込んでください(掲載料は無料)。

品川区清掃事務所リサイクル推進係
☎3490-7098 FAX3490-7041

消費生活

●栄養成分表示相談

食品の栄養成分表示についての疑問や相談に応じています。

保健所生活衛生課 ☎5742-7124

●消費生活相談

購入した商品・サービスに関する苦情、契約上のトラブル、その他消費生活上の疑問についての相談・多重債務相談等を消費生活相談員が行っています。相談は無料です。

【来所および電話相談】

月～金曜 9:00～16:00

【電話相談のみ】

土曜日（保守点検等で休みあり）

12:30～16:00

第4火曜 16:00～19:00

消費者センター消費生活相談

☎6421-6137

東京都消費生活総合センター

☎3235-1155

●出前講座

区内の町会や事業所・学校などに消費生活相談員が伺い、悪質商法の被害防止の方策などをお話します。お気軽にお申込みください。（無料）

消費者センター ☎6421-6136

●消費生活教室

消費者として必要な知識を得るために、消費生活の諸問題をテーマに講座等を行います。

消費者センター ☎6421-6136

おもちゃの病院

こわれたおもちゃをボランティアが無料で修理しています。

〈場所〉中小企業センター 4階会議室
〈日時〉土曜日（毎月2回程度お休みあり）

13:00～15:00

※詳細はお問い合わせください。

消費者センター ☎6421-6136

悪質商法にご注意を！

突然、電話がかかってきたり、家にいきなり押しかけられたりして、うまい話を持ちかけられたりしたことはありませんか。そのねらいはあなたのふところですよ。

近年、お年寄りや若者をねらった悪質業者の被害が増えています。「あれ、変だな？」と思ったら、消費者センターにご相談ください。

訪問販売等を利用する時は次のことにご注意ください。

- ①その商品が本当に必要かどうか、よく考えてから契約しましょう。
- ②必要でなければ、勇気を出して断りましょう。
- ③契約書の内容はよく読み、確認しましょう。

〈クーリング・オフ制度〉

訪問販売、電話勧誘販売や路上で呼び止められ契約をした場合などに適用できます。契約書面などを受領した日を含め8日以内（消印有効）、マルチ、内職商法は20日以内（消印有効）に書面で発送します。（※必ずコピーをとっておく）

郵便局窓口から特定記録郵便が簡易書留で送り、送った証拠を残しておきましょう。

クーリング・オフできるかどうかや書式など、詳しくは消費生活相談へお問い合わせください。

消費者センター消費生活相談

☎6421-6137

食品衛生

●食品衛生についての相談・講習会

食品についての相談に応じています。また、食中毒予防などの講習会の依頼なども受け付けています。

保健所生活衛生課 ☎5742-9139

葬儀

区民斎場「なぎさ会館」 →P.105

臨海斎場 →P.105

●区民葬儀券

葬儀の際の負担を少しでも軽減するために、特別区区民葬儀運営協議会に加盟する葬祭業者の協力により、

ご利用いただいているものです。下記の4種類の中からお選びいただけます。

【祭壇料金】

(A-1)28万3,800円

(A-2)23万6,000円

(B)12万4,000円

(C)9万1,000円

※火葬・遺骨収納容器・霊柩車料金等は含まれていません。

※葬儀を行うにあたっては、上記の料金以外に消費税および諸費用が別途必要になります。

※「埋火葬許可証」を申請される時にお申し出ください。

※葬儀社については指定があります。

戸籍住民課戸籍届出係

☎5742-6657

●都立霊園、葬儀所について

▽都立霊園の使用申し込みは公募・抽選になります。

（公財）東京都公園協会本社霊園課

☎3232-3151

▽葬儀所のご利用は

青山葬儀所

☎3401-3653

●お葬式で道路を使いたいときは

花環や天幕などで道路を使いたいとき、葬儀用関係車などのために車両通行止めや駐車禁止の場所を変更したいときは、あらかじめ所轄の警察署交通課へご相談ください。

各警察署

→P.139

自転車

●交通ルールを守り、自転車を安全で適正に利用しましょう

「自転車安全利用五則」

○車道が原則、左側を通行

歩道は例外、歩行者を優先

○交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

○夜間はライトを点灯

○飲酒運転は禁止

○ヘルメットを着用

土木管理課交通安全係

☎5742-6615

●交通事故に備えて保険に加入しましょう。

区民交通傷害保険（※）、TSマー

ク付帯保険、サイクル安心保険、各種保険特約など様々な保険がありますので、ご自分に合った保険加入をご検討ください。

※品川区で幹旋している保険です。詳細は区ホームページをご覧ください。

土木管理課交通安全係
☎5742-7660

●自転車等駐車場をしましょう

自転車等で出掛けるときは道路など公共の場所に放置せず、自転車等駐車場にとめましょう。自転車等放置禁止区域内に放置すると警告後、撤去となります。

土木管理課自転車対策係
☎5742-6786

有料自転車駐輪場設置駅

鉄道名	駅名
JR	大井町・大森・大崎・五反田・西大井・目黒駅
京急電鉄	新馬場・青物横丁・立会川・鮫洲駅
東急電鉄	下神明・戸越公園・中延・荏原町・旗の台・戸越銀座・荏原中延・不動前・武蔵小山・西小山駅
都営地下鉄	戸越・中延駅
東京モノレール	大井競馬場前駅
りんかい線	天王洲アイル・品川シーサイド駅

※太字の駅には区営の駐輪場があります。申込用紙は各駐輪場に用意してあります。

●撤去された放置自転車等を引き取るときは

区内で撤去された自転車等は、八潮北と不動前保管所で保管しています。撤去場所を確認の上お問い合わせください。

【引き取りのときに必要なもの】

- ①自転車等のかぎ
- ②引取人の氏名・住所が確認できるもの（運転免許証等）
- ③撤去と保管に要した費用
自転車3,000円、バイク5,000円

【保管場所】

八潮北保管所 ☎3790-8820
八潮1-3-1

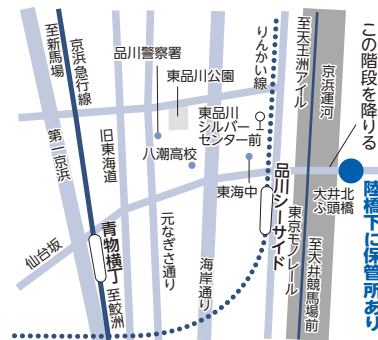
不動前保管所 ☎5436-8885
西五反田3-11-14

【開設時間】

毎日(年末年始を除く)10:00~19:00

●案内図／八潮北保管所

☎3790-8820



青物横丁駅から保管所まで徒歩約15分
品川シーサイド駅から保管所まで徒歩約8分

●案内図／不動前保管所

☎5436-8885



不動前駅から保管所まで徒歩約5分

●品川区シェアサイクル

東京都内15区のだこのサイクルポート（貸し出し・返却拠点）でも、自転車を借りたり返したりできます。

利用方法、ポート設置場所、料金などについて詳しくは、品川区シェアサイクル運営事務局へお問い合わせください。

品川区シェアサイクル運営事務局
☎0570-783-677
(7:00~19:00)

コミュニティバス

●品川区コミュニティバス（しなバス）

西大井駅～大森駅北口を結ぶルートで試行運行を実施しています。運賃・路線図・利用方法などについて、詳しくは区ホームページをご覧ください。

都市計画課計画調整担当
☎5742-6760

ペット・動物

●犬の登録と予防注射

生後91日以上飼育犬は、一生に1度の「登録」と年1回の「狂犬病予防注射」が義務付けられています。

▽「登録」の手続きは下記の窓口へ（手数料が必要）。ただし、マイクロチップ装着犬は窓口登録不要。

▽「狂犬病予防注射」は定期集合注射として、区が指定した動物病院で行います（「注射済票」の交付も同時に受けることができます）。

なお、定期集合注射期間以外または他の動物病院などで注射を受けた場合は「注射済証明書」を持って下記の窓口で「注射済票」の交付を受けてください（いずれも注射料金と注射済票交付手数料が必要）。

▽犬が死亡したときは「死亡届」を出してください。

保健所生活衛生課 ☎5742-9132
品川・荏原保健センター →P.94
各地域センター →P.90~93

●動物の死体処理

【飼い主がいる場合】

犬、猫、小鳥などの死体は、飼い主が処理することになっています。事情によっては清掃事務所が処理しますのでご相談ください。

※それぞれ「手数料」が必要です。

品川区清掃事務所事業係
☎3490-7051

【飼い主がいない場合】

死体のある場所によって、下記のとことにご連絡ください。

▽区道・公共溝渠（水路）の場合

いずれも清掃事務所へご連絡ください。

品川区清掃事務所事業係
☎3490-7051

▽都道の場合

東京都第二建設事務所
☎5496-0361

▽国道の場合

国土交通省東京国道事務所
品川出張所 ☎3799-6315

※死んでいる場所が、区道・都道・国道の区別がつかないときなどは、清掃事務所へご連絡ください。

●飼い猫の不妊・去勢手術費助成

飼い猫の不妊・去勢手術費の一部を助成します（毎年8月と12月に受付予定）。

保健所生活衛生課 ☎5742-9132

●飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成

飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費の一部を助成します。

保健所生活衛生課 ☎5742-9132

衛生害虫

●害虫の駆除相談

ネズミや家庭内の害虫（蚊・ハエ・ダニなど）を駆除する方法について、相談を受け付けます。

保健所生活衛生課 ☎5742-9138

●害虫の駆除

スズメバチ等の害虫が発生したときは、ご相談ください。

●自宅内でスズメバチ等の巣を発見した場合は

保健所生活衛生課 ☎5742-9138

●区道の街路樹は
道路課道路維持担当

☎5742-6548

●区立公園内は
公園課公園維持担当

☎5742-6789

環境・公害

●地球環境問題

地球温暖化対策は世界共通の課題であり、低炭素なエネルギーの創出など国際的な取り組みが進められています。平成30年3月には「品川区環境基本計画」を策定し、品川区基本構想の五つの都市像の一つ「次代につながる環境都市」の実現を目指しています。さらに一事業者としての区での取り組みを定めた「品川区職員環境行動計画」（しながわ職員エコアクト）を策定し、区が排出する温室効果ガスの削減を推進します。また、区では環境に配慮した事業活動を率先して

進めるために平成27年度より環境マネジメントシステムを運用しています。

環境課環境管理係 ☎5742-6749

●太陽光発電システム・蓄電池システム設置助成（家庭用）

区民が、居住する住宅に太陽光発電システムや蓄電池システムを設置する場合に、設置に要する経費の一部を助成します。

設置後申請で件数・受付期間・対象機器に制限があります。詳細は区ホームページをご覧ください。

環境課環境管理係 ☎5742-6949

●高効率給湯器設置助成事業

区民が、居住する住宅に高効率給湯器（エネファーム・エコキュート・エコジョーズ）を設置する場合に、設置に要する経費の一部を助成します。

設置後申請で件数・受付期間・対象機器に制限があります。詳細は区ホームページをご覧ください。

環境課環境管理係 ☎5742-6949

●ミスト設備助成

区内で移動式微細ミスト設備をレンタルする場合に、設置に要する経費の一部を助成します。

設置後申請で、件数・受付期間・対象機器に制限があります。詳細は区ホームページをご覧ください。

環境課環境管理係 ☎5742-6949

●雨水利用タンク設置助成

雨水は都市の貴重な水資源であり、その利用を図ることは節水につながるほか、浸水被害の軽減・河川の水質汚濁防止にも役立ちます。

雨水利用タンクは屋根等に降った雨水を貯めるタンクで、貯めた水は植木の水やりや夏場の打ち水等に利用できます。

区では雨水利用タンクを設置する方にタンク購入額と設置工事費の合計の2分の1（上限5万円）を助成しています。

※上限5万円のうち、工事費用の助成額は1.5万円を限度とします。

河川下水道課水辺の係

☎5742-6794

●雨水浸透施設設置助成

雨水を地中に浸透させ、浸水被害を軽減するために、宅地内に雨水浸透施設（浸透管や浸透ます）を設置する方に対し、工事費の一部を助成します。（上限40万円）

※「品川区中高層建築物等の建設に関する開発環境指導要綱」に該当する建築物は対象になりません。

河川下水道課水辺の係

☎5742-6794

●防水板設置助成

大雨・洪水・高潮などによる浸水被害の軽減を図るため、住宅・店舗等に防水板を設置する方に対し、工事費の一部を助成します。

申請者の内訳	限度額	助成割合
住民登録している個人	100万円	工事費用の3/4
その他の個人	50万円	
1年以上前から区内に登録している法人	100万円	工事費用の1/2
その他の法人	50万円	

河川下水道課水辺の係

☎5742-6794

●光化学スモッグ

オキシダント濃度が高くなると東京都から光化学スモッグ注意報等が発令されます。外出する際にはご注意ください。また、光化学スモッグで目がチカチカしたり、のどが痛くなったときは保健センターへご連絡ください。

▽光化学スモッグについての

テレホンサービス

☎5640-6880（東京都環境局）

環境課指導調査係 ☎5742-6751

●工場や指定作業場を設置・変更する際の手続き

工場を新たに設置するときや施設等の変更をする場合は、環境確保条例により認可申請の手続きが必要です。

また、駐車場やクレーニング施設など環境確保条例で指定する作業場を設置するときや、施設等の変更をする場合にも届出が必要です。

環境課指導調査係 ☎5742-6751

●公害に関する苦情、相談

騒音や振動、悪臭などでお困りのときはご相談ください。調査のうえ解決策を検討し、改善のための助言や原因発生者への指導をします。

環境課指導調査係 ☎5742-6751

路上喫煙等の禁止

■ 歩きタバコはやめましょう

歩きながらの喫煙と吸い殻・空き缶などの投げ捨て防止の啓発活動を進めています。

〈対象地域〉区内全域

〈路上喫煙禁止・地域美化推進地区〉五反田、大井町、武蔵小山、青物横丁、大崎の各駅周辺の指定区域内（禁止区域がわかる横断幕と路面表示シートを設置）では路上喫煙が禁止されています。違反した場合は、1,000円の過料が科せられます。

地域活動課生活安全担当

☎5742-6592

●各種測定機器の貸し出し

区内に在住または在勤の方に測定機器の貸し出しを行っています。

- 放射線簡易測定器
- 騒音計、振動計

環境課指導調査係 ☎5742-6751

●騒音・振動を伴う施設の設置・変更や建設作業の際の届出

次の場合届出が必要です。

- 工場や事業所で機械プレスや送風機など騒音規制法や振動規制法で指定された特定施設を設置・変更するとき
- 建設作業で著しい騒音や振動を伴う機械を使用するとき（騒音規制法・振動規制法）
- アスベストを使用している建築物のアスベスト対策工事をするとき

環境課指導調査係 ☎5742-6751

生活安全

「生活安全サポート隊」による地域に密着したパトロールに重点を置いた防犯活動に取り組んでいます。

パトロール車5台による通学路や商店街・住宅街などのパトロール、警察・防犯協会等と連携した地域の自主的な防犯活動の指導援助、防犯に関する様々な相談への対応など、各種の生活安全業務を行い、安全で安心して暮らせる住みよいまちづくりを進めています。

地域活動課生活安全担当 ☎5742-6592

●ハクビシン・アライグマでお困りの方へ

ハクビシンやアライグマが天井裏などに棲み着き、ふん害などで建物に被害を与える場合があります。家に棲み着かれたり、目撃したら、下記窓口へご相談ください。状況に応じて、区が契約する専門業者が箱わなを設置し、捕獲・駆除します。

カラス・外来種総合窓口

専用ダイヤル ☎3777-1157

●カラスの巣等を撤去します

カラスに関する総合窓口を設け、親鳥が威嚇行動をとる場合、巣や落下ヒナの撤去をします。

カラス・外来種総合窓口

専用ダイヤル ☎3777-1157

●アスベストに関する相談

建築物に使用されているアスベストの相談、解体に伴うアスベストの除去工事での飛散防止などに関する相談をお受けします。

環境課指導調査係 ☎5742-6751

●アスベスト調査・除去助成、使用状況調査

建築物などの解体・改修工事に伴う吹付けアスベストの事前含有分析調査費用および除去費用の一部を助成します。

また、利用中の建物のアスベスト調査を無料で実施します。

詳細は区ホームページをご覧ください。

環境課指導調査係 ☎5742-6751

●公害防止設備資金融資

事業活動に伴う水質汚濁、大気汚染、騒音、振動、悪臭などを防止するための資金が必要なときは、区や都の融資をご利用になれます。

▽区の資金融資については

品川区の融資制度 →P.78

ボランティア

●ボランティア活動を始めたいときは

品川ボランティアセンターでご登録していただいた方に、ご希望の活動内容・都合の良い日・時間など、ご希望に合う活動をご紹介します。

品川ボランティアセンター →P.95
☎5718-7172

●ボランティアを頼みたいときは

品川ボランティアセンターにご連絡ください。職員が詳しくお話をうかがい、ボランティアの募集・紹介をします。

品川ボランティアセンター →P.95
☎5718-7172

●ボランティア保険とは

ボランティア活動中に、ボランティア自身がけがをしたり、活動の対象者にけがを負わせてしまったり、物を壊してしまったりしたときなどの補償のための保険です。

品川ボランティアセンター ☎5718-7172

●有償在宅福祉サービス

「さわやかサービス」

高齢、障害、病気、出産などで日常生活に手助けを必要とする方が、安心して地域で暮らせるように、会員同士でたすけあい、家事や外出の付き添いなどのサービスを有償で提供するしくみです。

【さわやかサービスのしくみ】

◆図12-1 →P.74

【さわやかサービスの会員】

▽利用会員：品川区在住で在宅福祉サービスを必要とする方（年会費2,000円）

▽協力会員：サービス活動に協力できる18歳以上の方（年会費無料）

▽賛助会員：この事業の趣旨に賛同し、経済的に援助していただける方（年会費一口1,000円から）
※毎年4月に会員の更新をし、会費をお支払いいただきます。

【提供するサービスの内容】

①訪問相談②家事援助③外出介助④入退院時サポート⑤話し相手・見守り⑥産前産後支援⑦おでかけ（移送）サービス

【サービスの提供時間・提供日】

9：00～20：00（日曜日、祝日も可能な限り提供します）
※おでかけ（移送）サービスは9：00～17：00（日曜日、祝日、年末年始を除く）

【利用会員が支払う利用料金】

1時間につき800円（おでかけ（移送）サービスは950円）
（サービス提供にかかった交通費等は実費負担）

【協会の謝礼金】

●謝礼金
1時間につき800円

【申し込み方法】

申し込みは随時受け付けています。協力会員希望の方向けに別途説明会を開催しています。
品川区社会福祉協議会
さわやかサービス ☎5718-7173

成年後見制度の利用

品川成年後見センターでは、認知症高齢者や知的・精神障害者など、判断力に不安がある方が安心して生活できるよう、成年後見制度の利用など本人の意向や判断能力・生活状況等に応じて、総合的なサービス提供を行っています。

- 相談・手続き支援
成年後見制度に関する相談や、制度の案内・利用手続きの支援を行っています。
- 法定後見制度による支援
高齢者や障害者の方で十分な判断ができない方に法人後見人として支援をしています。
- 「あんしんの3点セット」による支援
身近に親族がない高齢者や障害者の方に、十分な判断力があるときから将来の不安に備えた見守りサービス、任意後見制度の活用や遺言作成支援を行います。
- 成年後見制度説明会等の開催
品川成年後見センター（品川区社会福祉協議会） ☎5718-7174
→P.95

平和と人権

●非核平和都市品川宣言

「非核平和都市品川宣言」文 →i
総務課平和・国際担当
☎5742-6691

●平和

区は、核兵器廃絶と恒久平和確立に向け様々な取り組みを行っています。

【広島・長崎平和使節派遣】

毎年8月、広島へは区立中・義務教育学校の8年生を各校から1名、長崎には公募で選ばれた6名の青少年を派遣し、次世代へ非核・平和意識の継承を図っています。また、その成果は派遣レポートとしてまとめ、配布しています。

【非核平和パネル展の開催】

毎年3月中旬から下旬にかけて区役所等で非核平和パネル展を開催しています。

【非核平和記念品の販売等】

図書カードなどの平和記念品を販売しています。また、品川図書館には平和資料コーナーを設置しています。
総務課平和・国際担当 ☎5742-6691

●人権尊重都市品川宣言

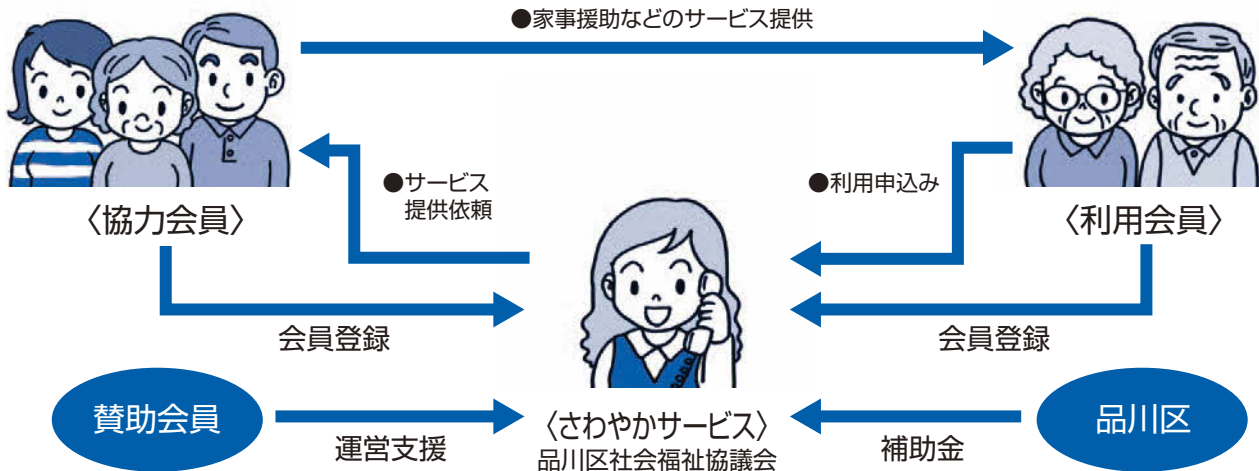
「人権尊重都市品川宣言」文 →i
人権啓発課 ☎3763-5391

●人権

日本国憲法第11条には、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」と定められています。
万一、人権侵害などの問題が起きたときは、人権擁護委員会にご相談ください。

◆表12-3 →P.75
区民相談室 ☎3777-2000

図12-1 有償在宅福祉サービス「さわやかサービス」



●人権問題についての啓発活動

人権問題についての理解と認識を深め、人権尊重の意識を高めるための講演会などを開くとともに、年2回、「広報しながわ」特集号を発行しています。

人権啓発課 ☎3763-5391

●部落差別（同和問題）

わが国では、基本的人権が不当に制限されたり、奪われたりする不幸な時代がありました。

この反省のうえにたつて憲法第14条では「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と定められています。

しかし、今でも被差別部落の出身者が就職や結婚などの際、基本的人権が不当に踏みにじられるという差別が存在しています。このような中、2016年（平成28年）12月には、「部落差別解消推進法」が施行されました。区では憲法を基礎に、同和対策審議会答申の精神と、新たに施行された人権に関する法律に基づいて、差別意識の解消を目指して、様々な施策や啓発活動を推進しています。

人権啓発課 ☎3763-5391

●同和生活相談

被差別部落出身者などの人権問題、社会福祉そのほか日常生活に関する相談に応じています。

人権啓発課 ☎3763-5391

南大井3-7-10 →P.6

●男女共同参画

誰もが互いの人権を尊重して性別による固定的な役割分担意識を見直し、一人ひとりの個性が尊重される社会、男女が平等の立場であらゆる分野に参画し、充実した人生を送ることができるとともに、家庭や地域、職場において仕事と生活の調和を実現し、いきいきと活動できる社会を目指しています。男女共同参画社会の実現を目的として策定した行動計画第5次・配偶者暴力対策基本計画・女性活躍推進計画を包含した、「マイセルフ品川プラン～誰もが自分らしく～」に基づく施策の推進に取り組んでいます。

また、男女共同参画センターでは、男女共同参画社会実現のための活動拠点として、会議室、交流室、資料コーナーの提供を行うほか、「男女共同参画推進フォーラム」の開催、相談事業、各種講座等を実施しています。

男女共同参画センター ☎5479-4104

→P.102

●女性相談員による相談

男女共同参画センターの相談室にて、第1～3・5木曜日のカウンセラーによる電話相談の他、面接相談として月3回の弁護士による法律相談と月1回のカウンセラーによる相談、および毎週金曜日のDV相談を行っています。※相談者の性別は問いません。

→P.102

電話相談（実施日のみ） ☎5479-4105

面接相談（予約制） ☎5479-4104

男女共同参画センター ☎5479-4104

女性の方の、生活上・職業上などの悩みごとの相談に応じます。

子育て応援課ひとり親相談係

☎5742-6589

●人権身の上相談

差別・いじめ・プライバシー侵害等人権問題に関する相談に応じています。

区民相談室 ☎3777-1111（代）

→P.6

●人権擁護委員

法務大臣から委嘱された品川区の人権擁護委員は右記のとおりです。

◆表12-3

区民相談室 ☎3777-2000

協働

地域貢献活動をしている区民活動団体との協働や支援を行い、区民と区との協働を進めます。

- 地域振興基金を活用した区民活動助成制度
- 協働推進室（こみゆにていぷらざ八潮）の活用
- しながわすまいるネット（区民活動情報サイト <https://www.shinagawasmile.net>）の運用

●しながわ地域貢献活動展の開催など

※詳しくは下記窓口にお問い合わせください。

地域活動課協働推進係 ☎5742-6605

地域振興基金への寄附を受け付けています

区では、区民の地域貢献活動を支援するために、皆さんからの寄附金を募り、これを原資とした地域振興基金を設けています。寄附金についてのお問い合わせは協働推進係へ

地域活動課協働推進係

☎5742-6605

◆表12-3 人権擁護委員

人権擁護委員氏名	
江口千枝	長谷川一也
後藤基	羽鳥紀子
谷口孝彦	原敦子
野口清彦	松尾和英
野澤澄也	村野邦美

（令和5年7月1日現在）

●優しさをかたちにプロジェクト

生理用品の入手が困難な方に、防災備蓄品を活用し、区内6ヶ所で生理用品を無償配布しています。

【配布場所】

男女共同参画センター

子育て応援課

暮らし・しごと応援センター

品川保健センター

大井保健センター

荏原保健センター

男女共同参画センター ☎5479-4104

●東京都パートナーシップ宣誓制度の活用

性的マイノリティの方への支援の一環として、パートナーシップ関係にある方の生活上の不便を軽減し、性別によらず誰もが暮らしやすい環境に近づけていくために、「東京都パートナーシップ宣誓制度」の受理証明書を活用した行政サービスを提供しています。

男女共同参画センター ☎5479-4104

「虐待かな?」と感じたら「しながわ見守りホットライン」へ

地域の中で、子どもや高齢者・障害者への「虐待では?」と感じることがあったら、迷わず「しながわ見守りホットライン」へお電話ください。周囲の人の“気付き”を通報へつなげることが虐待・DV(配偶者・パートナーによる暴力)の解決の第一歩となります。秘密は守ります。

- いつも怒鳴り声がる
- 泣き声や叫び声が絶えない
- いつも衣服が汚れている



しながわ見守りホットライン (24時間情報受付ダイヤル)

児童虐待は	☎03-3772-6622
DVは	☎03-3777-6601
高齢者虐待は	☎03-3772-6699
障害者虐待は	☎03-3772-6605

お問い合わせ

人権啓発課	☎3763-5391
子ども家庭支援センター	☎6421-5236
高齢者福祉課	☎5742-6730
障害者支援課	☎5742-6711